

福岡県バス対策協議会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成 12 年 5 月 18 日、以下「規約」という。）第 9 条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（路線の休止又は廃止に係る申し出）

第 2 条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の 6 月前までに、様式第 1 号に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

- （1）路線図
 - （2）輸送量（過去 3 年間の輸送人員等）
 - （3）運行状況（運行回数等）
 - （4）収支状況（過去 3 年間の営業収支実績等）
 - （5）当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - （6）利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）
 - （7）廃止区間は発生しないものの、系統廃止に伴い停車回数が削減前の半以下となる停留所が発生する等の影響が出る市町村がある場合は、その市町村名
- 2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて廃止区間の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に通知し、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 3 バス事業者は、第 1 項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、国土交通大臣の届け出後速やかに、様式第 1 号に国への届け出の写しを添付して協議会の会長に申し出るものとする。
- （1）道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 号及び第 2 号に該当する場合
 - （2）九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成 14 年 1 月 23 日九運公福第 51 号）で定める「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」に該当する場合

（事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出）

第 3 条 バス事業者は、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

（輸送サービスの内容の変更に係る申し出）

第 4 条 バス事業者は、福岡県内の路線のうち、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している系統に係る輸送サービスの内容を変更（運行回数の削減等）しようとするときは、変更の予定日の 6 月前までに、様式第 1 号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

なお、やむを得ない事由により、6 月に満たない場合にあっては、可及的速やかに協議会の会長に申し出るものとする。

2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて速や

かに当該系統の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に情報提供を行う。

- 3 市町村は、前項の情報提供を受けたときは、様式第2号を協議会の会長に提出し、ブロック別地区協議会の開催希望の有無を示すものとする。開催希望を受け、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 4 申し出が変更予定日の6月前に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 5 バス事業者は、国又は地方公共団体の補助を受けずに運行する福岡県内の路線の運行回数を削減しようとする場合にあつて、停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生するときは、削減予定日の1月前までに、様式第3号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が削減前にあつて10回未満である場合はこの限りでない。
- 6 協議会の会長は、前項の申し出があつたときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて該当の停留所が所在する市町村に情報提供を行うものとする。

（系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する場合）

第5条 協議会の会長は、第2条第1項第7号の市町村がある場合で、第2条に規定する休止又は廃止又は第4条に規定する輸送サービスの内容の変更に該当しない場合は、ブロック別地区協議会の会長を通じて当該市町村に情報提供を行うものとする。このとき、当該市町村がこの区間に対し補助を行っている場合にあつては第4条第3項の規定を準用する。

（ブロック別地区協議会の開催）

第6条 協議会の会長は、第2条第2項、第4条第3項及び第4項に規定するほか、当該地区におけるバス運行に係る課題を協議するため、ブロック別地区協議会を開催することができる。

（市町村の対応）

- 第7条** 第2条第2項の通知又は第4条第2項及び第5条の情報提供（以下「通知等」という。）を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。
 - 3 市町村は、前2項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

（地域公共交通会議の取扱い）

- 第8条** 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置している場合は、当該会議を地域協議会とみなすことができる。
- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、ブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

（資料の提出等）

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進めるため、協議会の会長又は市町村から必要な情報について求めがあったときは、開示可能な範囲においてその情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

福岡県バス対策協議会運営要領第 条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

2 1の路線に係る補助金の有無

有^{*} ・ 無

※有の場合、国又は地方公共団体の名称を以下に記載すること

()

3 申し出の内容

休止 ・ 廃止 ・ 輸送サービスの内容変更 ()

4 2の実施予定日（休止に係る場合は予定する休止の期間）

5 理由

6 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第3項該当の有無

該当^{*} ・ 非該当

※該当の場合のみ選択

- 道路運送法施行規則第15条の4第1号
- 道路運送法施行規則第15条の4第2号
- 九州運輸局長が旅客の利便を阻害しないと認めるもの

添付書類

休止又は廃止…路線図、輸送量、運行状況、収支状況、これまで講じた経営努力、利用人員調査等
輸送サービスの内容変更…変更内容の新旧対照を明示した書類

福岡県バス対策協議会長 殿

市町村長名

福岡県バス対策協議会運営要領第4条第2項に基づき情報提供を受けた路線について、下記のとおり回答します。

記

1 路線名及び申し出の内容

2 ブロック別地区協議会の開催希望

有 ・ 無

3 理由

※ 市町村への影響度合い、代替手段の検討状況等も含めて記載すること

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

福岡県バス対策協議会運営要領第4条第5項に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

2 停車回数が削減前の半分以下になる停留所

有* ・ 無

※有の場合、停留所が所在する市町村名を以下に記載すること

()

3 運行回数削減予定日

4 理由

添付書類

変更内容の新旧対照を明示した書類

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会運営要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約(平成12年5月18日、以下「規約」という。)第9条の規定により、福岡県バス対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(路線の休止又は廃止に係る申し出)</p> <p>第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前まで<u>に、様式第1号に</u>次に掲げる事項を記載した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。</p> <p>(1) 路線図 (2) 輸送量(過去3年間の輸送人員等) (3) 運行状況(運行回数等) (4) 収支状況(過去3年間の営業収支実績等) (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容 (6) 利用人員調査等(休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの) (7) <u>廃止区間は発生しないものの、系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する等の影響が出る市町村がある場合は、その市町村名</u></p> <p>2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて<u>廃止区間の沿線市町村(停留所の存しない市町村を除く)に通知し、ブロック別地区協議会を開催</u>するものとする。</p> <p>3 <u>バス事業者は、第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合</u>にあっては、国土交</p>	<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会運営要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約(平成12年5月18日、以下「規約」という。)第9条の規定により、福岡県バス対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(路線の休止又は廃止に係る意向の申し出)</p> <p>第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。</p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (2) <u>休止し、又は廃止しようとする路線</u> (3) <u>休止又は廃止の予定日</u> (4) <u>休止に係る場合は、予定する休止の期間</u> (5) <u>休止又は廃止を必要とする理由</u></p> <p>2 <u>バス事業者は、休止し、又は廃止しようとする路線が生じた場合、市町村が休廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに県及び関係市町村に対し、前項各号及び次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(1) 路線図 (2) 輸送量(過去3年間の輸送人員等) (3) 運行状況(運行回数等) (4) 収支状況(過去3年間の営業収支実績等) (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容 (6) 利用人員調査等(休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの) (7) (新設)</p> <p>3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会(以下「地区協議会」という。)の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。</p> <p>4 前3項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、6月前までの申し出を</p>

通大臣の届け出後速やかに、様式第1号に国への届け出の写しを添付して協議会の会長に申し出るものとする。

(1) 道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に該当する場合

(2) 九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」(平成14年1月23日九運公福第51号)で定める「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」に該当する場合

(削除)

(事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第3条 バス事業者は、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

(輸送サービスの内容の変更に係る申し出)

第4条 バス事業者は、福岡県内の路線のうち、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している系統に係る輸送サービスの内容を変更(運行回数の削減等)しようとするときは、変更の予定日の6月前までに、様式第1号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

なお、やむを得ない事由により、6月に満たない場合にあっては、可及的速やかに協議会の会長に申し出るものとする。

2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて速やかに当該系統の沿線市町村(停留所の存しない市町村を除く)に情報提供を行う。

3 市町村は、前項の情報提供を受けたときは、様式第2号を協議会の会長に提出し、ブロック別地区協議会の開催希望の有無を示すものとする。開催希望を受け、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。

4 申し出が変更予定日の6月前に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。

(削除)

省略することができる。

(1) バス事業者が、道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に基づきバス路線を廃止する場合

(2) バス事業者が、九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」(平成14年1月23日九運公福第51号)に基づきバス路線を廃止する場合

(3) 他のバス事業者による代替輸送手段の確保又はその確保見込みがあり、かつ利用者の利便を阻害しないと会長が認める場合

5 第4項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、国土交通大臣への届出提出後、速やかに国土交通大臣への届出書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

(事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第3条 バス事業者が、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

(輸送サービスの内容を変更する旨の申し出)

第4条 バス事業者が、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している路線の輸送サービスの内容を変更(運行回数の削減等)しようとするときは、当該路線の輸送サービスを変更する6ヵ月前までに、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更しようとする事項(書類及び図面により新旧の対照を明示すること。)
- (3) 変更を必要とする理由

2 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

(新設)

(新設)

3 前2項の規定に関わらず、バス事業者が、あらかじめ当該路線に補助を行うす

(削除)

5 バス事業者は、国又は地方公共団体の補助を受けずに運行する福岡県内の路線の運行回数を削減しようとする場合にあって、停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生するときは、削減予定日の1月前までに、様式第3号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が削減前にあって10回未満である場合はこの限りでない。

(削除)

6 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて該当の停留所が所在する市町村に情報提供を行うものとする。

(系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する場合)

第5条 協議会の会長は、第2条第1項第7号の市町村がある場合で、第2条に規定する休止又は廃止又は第4条に規定する輸送サービスの内容の変更に該当しない場合は、ブロック別地区協議会の会長を通じて当該市町村に情報提供を行うものとする。このとき、当該市町村がこの区間に対し補助を行っている場合にあっては第4条第3項の規定を準用する。

(ブロック別地区協議会の開催)

第6条 協議会の会長は、第2条第2項、第4条第3項及び第4項に規定するほか、当該地区におけるバス運行に係る課題を協議するため、ブロック別地区協議会を開催することができる。

すべての市町村から書面による同意を得て、輸送サービスの内容を変更する場合にあっては、6ヶ月前までの申し出を省略することができる。

4 第3項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、輸送サービスの変更内容が確定した後、速やかに第1項に掲げる事項を記載した書類及び関係市町村の同意書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

(運行回数の削減に係る情報提供)

第5条 バス事業者は、福岡県内の路線について、次の各号に掲げる削減を行うおとすときは、協議会の会長に対し、申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が既に10回未満であり、新たな運行回数の削減による影響が大幅な輸送サービスの低下につながらない場合を除く。

(1) 停車回数が半減する停留所が発生する運行回数の削減

(2) 停車回数が10回未満となる停留所が発生する運行回数の削減

2 バス事業者が、第1項に定める申し出を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）

(3) 変更を必要とする理由

3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

(新設)

(新設)

(市町村の対応)

第7条 第2条第2項の通知又は第4条第2項及び第5条の情報提供(以下「通知等」という。)を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会(以下「地域協議会」という。)において、その対応策を検討するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。

3 市町村は、前2項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

(削除)

(削除)

(地域公共交通会議の取扱い)

第8条 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置している場合は、当該会議を地域協議会とみなすことができる。

2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、ブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

(申し出に対する関係市町村の対応)

第6条 第2条第3項及び第4条第2項の連絡を受けた市町村は、速やかに関係市町村で構成される地域バス対策協議会(以下「地域協議会」という。)において、その対応策を検討するものとする。

2 地域協議会において対応策がまとまった場合、関係市町村は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

3 地域協議会での検討過程において、地区協議会での協議を希望する場合には、関係市町村は、地区協議会の会長に開催の必要性を記載した書面を提出し、開催の要請を行うことができる。

(地域協議会の設置を不要とする場合)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項の連絡を受けた市町村は、第2条第1項又は第4条第1項の規定によりバス事業者が申し出た路線の休止若しくは廃止又は輸送サービスの変更(以下この条において「路線の休止等」という。)が、関係市町村における住民の移動手段の確保の観点からほとんど影響がなく、地域協議会において路線の休止等への対応策を検討する必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、路線の休止等への対応を関係市町村により検討する旨を、地区協議会の会長に対し申し出ることができる。この場合において、関係市町村が複数であるときは、当該複数市町村の合意により申し出るものとする。

2 前項の規定による関係市町村の申し出について地区協議会の会長が相当と認めた場合には、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「地域協議会」とあるのは、「関係市町村」と読み替えるものとする。

(地域公共交通会議の取扱い)

第8条 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。

2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

(資料の提出等)

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進めるため、協議会の会長又は市町村から必要な情報について求めがあったときは、開示可能な範囲においてその情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

(資料の提出等)

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進める上で必要と認められる情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。